各都道府県・市町村統計主管課 国勢調査担当係長 殿

> 総務省統計局統計調査部 国勢統計課調査区係長

## 次回の国勢調査調査区設定事務における基本単位区の境界区画について

平成27年国勢調査の実施に際し、地方公共団体から寄せられた照会や、「調査区設定事務に係る実施状況報告書」の意見を踏まえ、次回、平成32年国勢調査調査区設定事務における基本単位区の境界区画の留意事項として、お知らせいたします。

1 自治会の境界に基づく基本単位区の修正について

基本単位区は、調査区を画定する際の基礎単位とするとともに、調査結果の集計上の恒久的かつ最小の地域単位で、町界、字界、学校区等の地域区分の境界により区画できるとしており、この地域区分には自治会境界も含まれます。

既存の基本単位区の境界を自治会境界に合わせる形で修正を行う場合は、自治会の境界に沿って既存の基本単位区を分割することにより修正してください。(別添参照。)

2 平成32年国勢調査「調査区設定の手引」について

「調査区設定の手引」では、自治会の境界による基本単位区の区画が可能であることを明確にし、国勢調査をより円滑に実施するための調査区設定事務とするよう以下の文言を追加します。

## 【追加する文言】

「国勢調査員の円滑な配置等を図るため、基本単位区の境界を区画する際は、自治会の境界や、調査員事務の委託を想定して、対象施設の区域を境界とすることも考慮する。」

3 次回の国勢調査調査区設定に向けた準備について

次回の調査区設定事務は、平成31年度を予定しております。

しかしながら、現時点で基本単位区の境界を自治会の境界に合わせる修正や、調査 員事務の委託を想定して対象施設の区域を境界とする修正の必要性が明らかな場合に は、次回の調査区設定への的確な反映や、事務の効率化を図るため、あらかじめ以下 のような準備を行うことが有用です。

- ・「調査区地図」を複製し、修正内容を記入
- ・便官、「平成27年国勢調査基本単位区修正一覧表」を利用して、修正内容を記入
- ※ これらの修正に係る質問や不明な点等については、国勢統計課調査区係へ連絡願います。

連絡先:統計局国勢統計課調査区係

松澤主査

電 話:03-5273-1155

E-mail: c-chousaku@soumu.go.jp